

保護者の皆様へ

伊勢市立中島小学校
校長 福岡 俊記

災害発生時(風水害・大規模地震等)における緊急対応について

風水害や大地震などの災害発生時や警報発表時には、中島小学校では児童の安全確保のために、下記のように対応いたします。ご確認いただき、いざというときに迅速に対応できますように、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、緊急時の対応については『校支援メール』で連絡します。学校への問い合わせは、対応の遅れにつながりますので、ご遠慮ください。

記

1 特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)、危険警報(大雨)の発表および避難指示が発令された場合の対応について

対応の原則 『ただちに命を守る行動をとる』

- (1) 始業時前に特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)、危険警報(大雨)の発表および避難指示が発令されている場合
- ・ 児童生徒は登校させない。
 - ・ ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、安全に登校できることを確認し、余裕をもって児童に登校させてください。

- ① 午前10時までに解除【給食は実施する。※非常用メニューになります】
- ・ 安全に登校できることを確認し、1時間程度の余裕をもって児童に登校させてください。
- ② 午前11時までに解除【給食は実施しない】
- ・ 自宅で昼食をすまして、午後12時50分～午後1時20分までに登校させてください。
 - ・ 午後1時25分から5・6限目の授業を行います。学年によっては5限目のみとなります。
 - (5限終了14:10/バス 14:48 6限終了15:05/バス 15:51)

- ・ 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止します。

- (2) 始業後に特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)、危険警報(大雨)の発表および避難指示が発令された場合
- ・ 原則として、直ちに授業を中止し、保護者への引渡しを行います。
 - ・ 保護者が迎えにこられない場合は、児童を学校に待機させます。

2 風水害等による対応について

- (1) 始業時前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
- ・ 児童生徒は登校させなくてよい。
 - ・ ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、安全に登校できることを確認し、余裕をもって児童を

登校させてください。対応は、『1 特別警報の発表および避難指示が発令された場合』に準じます。

- ・ 午前 11 時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止します。

(2) 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

- ・ 原則として、直ちに授業を中止し、保護者への引き渡しを行います。
- ・ 保護者が迎えにこられない場合は、児童を学校に待機させます。

(3) 安全が確認できない場合

- ・ 警報や注意報が出ていない場合であっても、地区によっては登校が危険な場合があります。このような場合は、保護者の判断で児童の登校を中止（自宅待機）させ、学校へその旨を連絡してください。

3 地震等による対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

児童生徒の安全対策については、原則として教育委員会の指示のもと次のとおりとします。

i) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・ 児童が在校中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら、平常どおり過ごします。
- ・ 児童が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機をしてください。

ii) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ・ 児童が在校中の場合は、情報収集に努め、注意対応をとりながら学校活動を継続します。
- ・ 児童が登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。
- ・ 発生した地震による被害や地震関連情報等の状況に応じて、下校（必要に応じて引き渡し）や休業の措置を講ずることもあります。

iii) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・ 児童が在校中の場合は、学校活動を中止し、待機や引き渡しを行います。
- ・ 児童が在宅中の場合は、1週間の休業を基本とします。児童は登校させないでください。

iv) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

- ・ 日頃からの地震への備えを再確認し、平常通り過ごします。

(2) その他の大規模地震（震度 5 弱以上）発生および沿岸地域の津波警報等が発表された場合

- ・ 児童の安全が確認でき、保護者への引渡しを行う場合には、引渡しカードを活用し、児童生徒の名前、絡先、避難先等を確認した上で、確実に保護者に引き渡しを行います。

4 その他

- ・ 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、危険警報（大雨）、暴風警報又は暴風雪警報は、「伊勢市」に発表されたときに対応します。ただし河川氾濫、土砂災害、高潮については校区内で発表されたときに対応します。
- ・ 避難指示は、原則として「伊勢市」のいずれかの地域に発表されたときに対応します。
- ・ 警報発表前であっても状況に応じて、早めの下校など特別な措置をとることがあります。また自宅待機、休校などの決定を行う場合があります。